

市川市都市農業振興対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の農業を健全に進展させるため市川市都市農業振興対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、農業振興上の諸問題について研究協議し、地域農業の経営改善と生産性の向上を目指した都市農業としての方向づけを行う幅広い運動を組織的に展開することによって、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域農業の振興のための推進方策に関すること。
- (2) 地域の実情を把握するために必要な情報に関すること。
- (3) 農地の有効利用に関すること。
- (4) 構造政策推進に関すること。
- (5) 農業後継者の育成に関すること。
- (6) 地域農業の組織化と組織活動に関すること。
- (7) 耕作放棄地解消対策に関すること。
- (8) その他農業振興施策に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 県関係者並びに関係機関
- (2) 農業団体を代表する者
- (3) 青年農業者を代表する者
- (4) 女性農業者を代表する者
- (5) 市関係者

2 前項の委員は、別表のとおりとする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 若干名

2 役員は、委員の互選とする。

(役員の仕事)

第6条 協議会の役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事会)

第8条 協議会に事業の円滑化を図るため幹事会をおくことができる。

2 幹事会は、会長の指名する者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は幹事会を構成する者の互選により定める。

4 幹事会の運営は、第7条の規定を準用する。

5 幹事会は、前項の経過及び結果について協議会に報告しなければならない。

6 幹事会は、必要に応じ幹事会以外の者の意見を聴くことができる。

(協議会の事務)

第9条 協議会の事務は、経済部農業振興課において処理する。

(経費)

第10条 協議会の経費は、原則として市の関係事業費を充てる。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会員の運営について必要な事項は別途協議して定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成4年5月11日から施行する。

付 則

(施行期日)

1. 改正後の要綱は、平成8年11月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1. 改正後の要綱は、平成17年1月13日から施行する。

付 則

(施行期日)

1. 改正後の要綱は、平成20年10月23日から施行する。

付 則

(施行期日)

1. 改正後の要綱は、平成24年3月22日から施行する。

付 則

(施行期日)

1. 改正後の要綱は、平成27年6月30日から施行する。

付 則

(施行期日)

1. 改正後の要綱は、平成31年4月1日から施行する。